平成２２年（フ）第５１３号
埼玉県新座市東１丁目13番９―305号
債務者　加藤　典子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７５７号
さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺42番地20
債務者　渋井　孝一
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７６２号
埼玉県加須市馬内502番地２　秋葉団地Ｂ棟201号室
債務者　桃林　幸代（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８５５号
さいたま市南区辻５丁目１番11号　ホワイトハイツ１―105号
債務者　浅野　　靖
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
北九州市小倉南区葛原高松１丁目12番30号
債務者　追立　浩二
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４３８号
北九州市八幡西区本城東２丁目11番35号202
債務者　櫨木　修司
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４６９号
北九州市小倉南区大字小森276番地３
債務者　藤本かおり
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５００号
北九州市小倉北区下富野２丁目10番15―105号
債務者　宮本健二郎
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５０７号
北九州市八幡西区友田２丁目１番７―307号
債務者　松田　了三
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５３９号
北九州市八幡東区春の町３丁目９番３号103
債務者　八久保伸也
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５５７号
北九州市八幡西区熊西２丁目５番33号
債務者　森　サチ子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２２３号
奈良市西登美ヶ丘２丁目Ｆ４番206号
債務者　禾本　登士
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２９１号
奈良市七条１丁目30番43号
債務者　澤崎　麻美（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１３９号
佐賀県佐賀市金立町大字金立2424番地
債務者　江口　　進
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外776番地１
債務者　島　久美子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
佐賀県三養基郡基山町園部東福寺183―１―103号室、住民票上の住所大阪府東大阪市若江東町１丁目６番23号　楓興業内
債務者　藪田　和大
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
佐賀県鳥栖市本鳥栖町1477番地　市営本鳥栖アパート23
債務者　石本　京子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
佐賀県神埼市脊振町広滝1052番地
債務者　内田　節子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係